

平成 29 年度 第 2 回八尾市障害児保育審議会 次第

日時 平成 30 年 1 月 30 日 (火)

午後 1 時 30 分から

場所 八尾市立青少年センター会議室

1 現状と課題について

2 今後の方向性について

3 その他

【配布資料】

資料 1 : 就学前施設における障がい児教育・保育の現状及び課題

資料 2 : 八尾市子ども子育て事業の現状

資料 3 : 今後の方向性 (案)

就学前施設における障がい児教育・保育の現状及び課題

わが国では、平成 17 年度の発達障害者支援法制定、平成 19 年 4 月の学校教育法改正による「特別支援教育」の位置づけ、平成 23 年度の「障害者福祉基本法」改正、平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」公布、平成 26 年 1 月に我が国が「障害者権利条約」への批准というソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を進める大きな流れがある。今回の審議会検討を契機に、下記課題の整理をしつつ、市としての障がい児保育の理念及び方向性を出し、国の幼稚園教育要領・保育所保育指針・認定こども園教育・保育要領に沿って実践を深めていく必要がある。

1. 障がい児保育をとりまく新たな潮流への対応

上記の流れを受け、障がい児保育で対応すべき児童の多様性が増すとともに、発達障がい児や医療的ケアを要する児童など、対象児童の定義や認識が広がったことから、ニーズ増が見込まれる状況にある。当市での平成 29 年 4 月 1 日付「障がい児保育」対象児数は 194 名で、保育所（園）の総入所児童数 3,275 名の 5.92%であり、平成 25 年の 129 名で 2,857 名の 4.52%からは、実績数値及び比率ともに 5 カ年で増加傾向にある。

また、平成 24 年度の文部科学省による「通常学級に在籍する発達障害のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果によると、知的発達に遅れはないものの学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 6.5%に上る。この調査結果を踏まえた保育枠が必要となりうる。

平成 28 年度の障がい児保育申請児童数が 102 件であるが、今後の件数の伸びを経年的な変化から予測しつつ、実情を踏まえて対象となる児童を再定義したうえで、最大限のニーズも見越し、持続可能な仕組みづくりが課題となっている。

2. 就学前の障害児への総合的な社会資源提供ニーズへの対応

市では平成 27 年度から「妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援」に取り組んでおり、全ての子どもに専門職が関わり、切れ目なく支援を受けることのできる仕組みづくりを進めている。その中で、就学前の障がい児については、障がい福祉分野での「療育」、子ども子育て支援法における「保育」、教育分野における「幼児教育」が、それぞれ縦割りの分野毎に、取り組まれているのが現状である。今般、平成 29 年度に、内閣府及び厚生労働大臣の連名通知により、障がい福祉施策と一般施策との連携を図る技術的助言を受けるとともに、「障害児福祉計画」と「子ども子育て支援事業計画」の連携通知が出たこともあり、就学前の障がい児の仕組みについても、切れ目のない総合的な支援策を講ずる仕組みとすることが課題である。

さらに、公立と私立の公民協働で、全ての子どもを受け入れる就学前教育・保育としているため、サービス供給の担い手である保育教諭が、八尾市における障がい児保育のあり方について共通認識を持ち、ともにスキルアップできる仕組みの構築も課題である。

3. 保護者の適切なサービス選択につながる明確な説明責任ニーズへの対応

障がい児を取り巻く現状としては、保護者が自ら情報収集しつつ、保健センター、子育て支援ネットワークセンター及び障がい福祉担当等の支援者の助言を受け、場合によっては複数のサービスを申込みながら、なんらかの社会資源に辿り着いているのが実情である。

しかしながら、現実には、サービスによっては、申請の時期や、支給決定の根拠、決定プロセスが様々であり、必ずしも保護者の希望に沿った支給決定にならない場合もある。そのため、市の説明責任を果たせるよう、基準の明確化や申請時期の調整、決定過程の透明化等を進め、誰にとってもわかりやすい仕組みを再構築することが喫緊課題である。



